

新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則(平成16年3月30日新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市民団体が行う集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫(以下「倉庫」という。)の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる市民団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第5条に基づき市に登録手続きを行っている集団資源回収登録団体(以下「登録団体」という。)であること。
- (2) 倉庫を設置する土地の使用権を有し、かつ安全に管理できる登録団体であること。
- (3) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「暴排条例」という。)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (4) 暴力団員(暴排条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (5) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していないこと。
- (9) その他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 市税を滞納していないこと。
- (11) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

(補助対象倉庫)

第3条 補助の対象とする倉庫は、次のとおりとする。

- (1) 底面積が2.4平方メートル以上のもの（ただし増築の場合は、2.4平方メートル以上となるもの）。
- (2) 長期使用に耐え、回収した資源物が天候の影響を受けないもの。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律100号）、建築基準法（昭和25年法律201号）及びその他の関係法令に違反しないもの。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、購入（当該倉庫の設置にかかる工事費を含む。）、新築、増改築又は改修に要する費用の1/2で、予算の範囲内で補助する者とし、補助金額の範囲は、2万円から10万円とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、別記様式第1号に、次の各号に規定する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、第7号にあっては新潟市税の課税がない又は非課税である場合、添付不要とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 見積書
- (3) 設置位置図、平面図、立面図
- (4) 倉庫を設置する土地の使用権を証する書類
- (5) 団体の役員名簿
- (6) 現状（購入又は新築の場合には設置予定地、増改築又は改修の場合には既存倉庫）の写真
- (7) 新潟市制度用納税証明書
- (8) その他市長が指定する書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定は、別記様式第2号により、申請のあった登録団体に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第7条 市長は、必要があると認める場合は、概算払いにより補助金の交付をすることができる。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、別記様式第3号に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書
- (3) 倉庫の写真
- (4) その他市長が指定する書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、団体から実績報告を受けた後、内容を審査の上、第4条の規定に基づき補助金の額を確定し、通知する。

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた登録団体は、倉庫を集団資源回収の用途以外に使用し、又は承認を得ずに他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成9年10月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

資源物保管用倉庫補助金交付申請書

新潟市長

年 月 日

登録No.

登録団体名

代表者住所 〒

代表者氏名

電話番号

新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

	購入 新築 増改築 改修 いずれかに○をお付け下さい。			
申請金額	_____円			
実施予定期間	_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 ※開始日は申請書提出日から7営業日以降を設定してください。			
倉庫設置場所	_____ 地番をご記入ください。			
情報の公表方法及び時期	≪公表方法≫ 回覧 ・ 総会 ・ 文書配布 ・ その他 (_____) ≪公表時期≫ _____年 _____月 ※事業実施後に公表			
確認事項	<input type="checkbox"/>	<営利目的の事業者（個人又は法人）のみ確認ください> 私（当法人・当団体）は、新潟市内に住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がありません。		
	<input type="checkbox"/>	私（当法人・当団体）は暴力団員又は暴力団と関係を有していません（自らが暴力団員でないことを含む）。また、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。		

添付書類

①収支予算書

⑤倉庫を設置する土地の使用権を証する書類

②見積書

⑥現状の写真（※1）

③設置位置図、平面図、立面図

⑦新潟市制度用納税証明書（※2）

④団体の役員名簿

⑧その他市長の指定する書類

※1 購入又は新築の場合には設置予定地、増改築又は改修の場合には既存倉庫の写真

※2 営利目的の事業者（個人又は法人）のみ

別記様式第2号（第6条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新 潟 市 長 印
（ 担 当 ）

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金交付要綱により、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金交付事業
- 2 交付決定額 円
- 3 補助事業の目的及び内容 交付申請書記載のとおり
- 4 交付条件 この補助金の交付には、新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金交付要綱第2条、第3条、及び第10条に記載する条件を付する。

別記様式第3号（第8条関係）

資源物保管用倉庫補助金実績報告書

新潟市長

年 月 日

登録No.

登録団体名

代表者住所 〒

代表者氏名

電話番号

年 月 日付けで補助金交付決定のあった事業が完了したので、新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

	購 入	新 築	増改築	改 修	
	いずれかに○をお付け下さい。				
請 求 額					円
事業完了日	年 月 日				
情報の公表方法及び時期	《公表方法》 回覧 ・ 総会 ・ 文書配布 ・ その他（ ） 《公表時期》 年 月※事業実施後に公表				

添付書類

- ①収支決算書
- ②領収書
- ③倉庫の写真
- ④その他市長の指定する書類